



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本業務は、ほ場整備工事のための実施設計業務であるが、業務にあたっては、全体事業計画や換地計画に基づき、ほ場の区画や道路、用排水路などの実施設計を行う必要があり、土地改良事業制度に精通した技術力と、特殊で専門的な知識を必要とするものであることから、本業務に関する経験豊富な業者との随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当

福島県土地改良事業団体連合会は、本地区の事業計画策定を行い、地区状況に精通した技術者を有するとともに、ほ場整備事業計画や換地についても優れた技術力と豊富な知識や経験を有し、ほ場整備実施設計にも精通した県内唯一の団体である。このことから、福島県財務規則施行通達第269条関係第1項第2号（契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき）の規定により、単独見積とした。